

【農業担い手育成支援事業】

事業名	事業の内容	対象経費	補助基準	補助対象者
[1] 農業研修等 派遣事業	農業経営の向上を図るために、 基礎的、専門的農業知識・技術 等を習得する研修や、町外の先 進的農業者との意見交換等に 派遣に対する支援	剣淵町から道内の 研修地までの交通 費、宿泊費、研修参 加費	対象経費の10分の 7以内 ただし、同一年度1 回まで、5万円を限 度	担い手、就農予定 者、又は構成員の 概ね半数が担い 手で構成される グループ
[2] 農業研修受 入等支援事 業	町内に新たに就農しようとす る方、又は就農開始後2年未満 の方の実践的研修のために受 入れる農業者等に対する支援	研修者に対する研 修指導に要する経 費	研修生1人当たり 1日2000円、 一年度180日を限 度	受入農業者
		剣淵町から研修生 住所地までの帰路 の交通費	道外2万円以内 道内1万円以内	受入農業者にお いて研修を修了 した方
[3] 農業活性化 活動支援事 業	農業者等が自ら町内外におい て地場農産物の消費拡大及び PR等、地域農業の活性化とな る活動に対する支援	剣淵町から現地ま での交通費、宿泊 費、会場借上料、車 両借上料	対象経費の10分の 7以内 ただし、同一年度2 回まで、1回あたり 10万円を限度	担い手、又は構 成員の概ね半数が 担い手で構成さ れるグループ
[4] 農業担い手 スキルアッ プ支援事業	農業者自らのスキルアップと 農業経営の向上を目指し、意欲 的に多様な資格を取得するこ とに対する支援	資格取得（野菜ソム リエ、北海道フード マイスター、食育マ イスターなど）の受 験料 ただし、農業機械及 び自動車等の資格 取得を除く	対象経費の2分の 1以内 ただし、1資格1回 まで、2万円を限度	担い手

■補助対象者の用語（定義）

担い手とは・・・町内に住所を有する45歳未満の農業者

就農予定者とは・・・町内で就農しようとする45歳未満の方

受入農業者とは・・・町内に住所を有する農業者、農業生産法人及び農業者グループ

■申請書及び支給

申請書には、「事業の内容」「期間」「経費」などを記載していただき、申請書を審査して、補助の対象と認められた場合には、補助金を支給いたします。